

様式第4号（第10条関係）

審議会等の会議の記録

審議会等の名称	令和5年度 第1回西脇市環境審議会
開催日時	令和5年8月10日（木） 午前9時30分～午前11時40分
開催場所	西脇市役所4階 中会議室
出席委員の氏名 又は人数	熊谷 哲 丸山善彦 飛田良平 齋藤博史 久米敏正 土本美鈴 門上きく 宮崎 隆 小田晴美 時政良光 藤原 治 戸田佐千子 免田浩史
欠席委員の氏名 又は人数	なし
出席職員の職・ 氏名又は人数	市長 片山象三 (幹事) くらし安心部長 萩原靖久 (事務局) 環境課長 本間健夫 環境課主査 能瀬晃典 環境課 小谷大樹 環境課 三村尚暉 (西脇多可行政事務組合) 業務課長補佐 高瀬良尚 業務課専門員 藤原利昭 (一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定業務受託事業者) ㈱グリーンエコ 中井、岡田
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	1人
議題又は協議事項	1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員紹介 5 会長・副会長選出 6 諮問

	<p>(1) 西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画中間見直しについて</p> <p>7 報告事項</p> <p>(1) 令和5年度西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画年次報告について</p> <p>(2) 西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画アクションプランについて</p> <p>8 審議事項</p> <p>(1) 西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画中間見直しについて</p> <p>9 その他</p> <p>10 閉会</p>
会議の記録（概要）	
発言者	
	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 委員紹介</p> <p>5 会長・副会長選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員間の互選をもって、会長に熊谷委員、副会長に丸山委員を選出 <p>6 諮問</p> <p>(1) 西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画中間見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長から会長に対し諮問書を交付 <p>（市長退席）</p> <p>○ 会議の成立の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員13名中13名出席により、会議成立を報告
事務局	

議長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議長着任 <ul style="list-style-type: none"> ・ 西脇市環境審議会規則第3条第1項の規定により、会長が会議の議長となる。 ○ 議事録署名人選出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録署名人に、飛田委員と齋藤委員を指名
議長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議の公開・非公開確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非公開内容がないことを審議会において確認したため、本日の会議は公開とすることを決定 ○ 傍聴定員の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の傍聴希望者は1人であることを報告
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西脇市環境審議会運営規則第4条に定める定員以下のため、入室を許可する。
議長	<p>7 報告事項</p> <p>(1) 令和5年度西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画年次報告について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料5に基づき事務局より説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料5について質疑等はないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料5 13ページについて、集団回収量が減少していると説明があったが、集団回収を実施する子ども会等の団体が減っていることによるものか。それとも、民間事業者が設置する段ボール等の無料回収ボックスが増えたことに起因するものか。
西脇多可行政事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団回収を実施する団体数にほぼ変動はない。集団回収量が減少した原因として考えられるものは、民間事業者が設置する無料回収ボックスが増えたことによるものと、本や新聞を電子媒体で

委員	<p>見る方が増えたことによると考えられる。あわせて、ここ数年は新型コロナウイルスの影響もあり、集団回収の実施回数が減少したことが原因として考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はやすクリーンセンターで大型ごみの破砕処理を行っていると思うが、破砕後の不燃ごみは埋め立てるのか、それとも資源化を行うのか。
西脇多可行政事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型ごみの破砕処理については、はやすクリーンセンターではなく焼却施設に併設するリサイクルプラザにおいて行っている。破砕後に選別を行い、資源化可能物は資源化を行っているが、最終的に資源化ができないものについて、はやすクリーンセンターへ搬送し、埋立処分を行っている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ はやすクリーンセンターの埋立面積は 1,000㎡を超えているのか。
西脇多可行政事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立可能容量でいうと24,000㎡であり、うち 6,000㎡は災害ごみの埋立を想定している。埋立期間は20年を予定しており、現状の埋立ペースから見ると、少し余裕があると考えているが、埋立期間は地元との協議の上で決定している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ はやすクリーンセンターは安定型、管理型のどちらの最終処分場になるのか。
西脇多可行政事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物最終処分場については、管理型処分場に特定されるため、はやすクリーンセンターについても管理型処分場である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ どのように管理を行っているのか。
西脇多可行政事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート造の遮水構造物の中に二重の遮水シートを設け、水が施設外に出ないように管理を行っている。また、はやすクリーンセンターは兵庫県内では初めての屋根付きの一般廃棄物最終処分場であるため雨水の流入がなく、廃棄物の安定には所要の水を散布している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陶器や石膏などの不燃ごみを道路の敷石に利用している例もあ

	<p>るようだが、西脇市では利用していないのか。</p>
西脇多可行政事務組合	<ul style="list-style-type: none"> 敷石等への再利用は行っていない。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 他に質疑等はないか。 <p>(質疑等はなし)</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> 他に質疑等がないため、次の議事に進行する。 <p>(2) 西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画アクションプランについて</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料6に基づき事務局より説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> 資料6について質疑等はないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料6 9ページで生ごみ減量施策について掲げているが、マンション等にディスポーザーを設置し、生ごみの減量化を図っている事例がある。同様の施策を西脇市でも行えないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料6については、アクションプランを今後策定していくことを当審議会に報告するものであり、具体のごみ減量施策については、次の審議事項において協議いただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 承知した。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 他に質疑等はないか。 <p>(質疑等はなし)</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> 他に質疑等がないため、次の議事に進行する。 <p>8 審議事項</p> <p>(1) 西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画中間見直しについて</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料7に基づき事務局より説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> 資料7について質疑等はないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 先ほど質問したが、高層マンション等では生ごみ等が大量に出るため、ごみ減量施策の一環として高層マンションにディスポーザーの設置を義務化することは考えていないか。下水道設備への負荷もあるため、難しい問題ではあると思われるがいかがか。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ディスポーザーについては、下水道に廃棄物が入ってくることにより、水環境が悪化する原因になるなど難しい面もある。西脇市ではどの程度高層マンションがあるのか把握してないため、是非について意見しづらいが、事務局から意見等はあるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 西脇市内にあるマンションやアパートについては、多くが2階建て程度のものであると認識している。おそらく最も高層のマンションで15階程度であり、西脇市内には高層マンションと呼ばれる建物は存在していない。 また、ディスポーザーの設置を義務付けるのであれば、設置者の金銭的な負担が大きくなることから、市から補助金等の対応も必要になると考えるが、かねてから推進している生ごみの水きりは、各家庭で取組が可能かつ金銭的な負担も小さいものであるため、まずは生ごみの水きりの普及に取り組みたい。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ディスポーザーはごみ減量としての効果は見込めるが、水環境に有機物を流すという観点から、環境に与える負荷を総合的に考えると普及が難しい面がある。また、高層マンションへの設置を義務付けた場合でも、西脇市では対象数が少ない。都心部では高層マンションも多く、高層階からごみを持ち出すことが難しいため、ディスポーザーの設置に一定の効果があると思われるが、西脇市で義務化するには課題が多いと考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみを肥料化し、活用できるのであれば理想的だと考えるがどうか。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 我が家では30年以上生ごみの堆肥化を行ってきたが、完成した堆肥の利用先があるため続けられている。例えばアパートで

	<p>は小型のコンポストを利用することで堆肥化は可能であっても、完成した堆肥の使い道がほとんどない。住環境によって、生ごみ堆肥化の取組ができる場所とできない場所があるため、コンポストが生ごみ減量施策の全てであるとは言いにくい。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所から出る食品等を活用して、堆肥化に取り組んでいる企業がある。働きかけは困難かもしれないが、西脇市内の飲食店の残菜などを堆肥化し、有効活用できれば事業系ごみの削減に効果があるのではないかと。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみには残菜のほかに、食べられるのに処分をしている食品も含まれている。その点も含めて、さらなる啓発活動を行い、食品ロスを削減していく必要がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵庫を整理整頓することで、食品ロスも削減できる。例えば「1週間に1度、冷蔵庫内を整理しましょう。」と啓発するのもよい。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの減量は非常に難しい問題であるため、簡単には解決できるものではないが、委員の皆様からアイデアをいただき、何とか目標の達成をしたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月31日に第2回の審議会を予定している。本日いただいた意見を踏まえ、再度基本計画の中間見直し案を提示するので、次回委員会で改めてごみ減量施策も含め審議いただきたい。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に質疑等はないか。 <p>(質疑等はなし)</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に質疑等がないため、次の議事に進行する。 <p>9 その他</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画中間見直しについて、審議の要点を改めて説明させていただく。 <p>今回提示した中間見直し案では、現行計画から主に2つの変更</p>

<p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>が行われている。</p> <p>1点目は、資料7 51ページ以降で掲げる各種施策の内容について変更を行っている。現行計画では、施策そのものに具体的な取組内容を明示している箇所があったが、中間見直し後の施策には例えば「リデュースへの取組」「リユースへの取組」といった目的を示すように変更している。</p> <p>2点目は、現行計画では令和11年度を計画の目標年度及び数値目標の達成年度としていたが、計画の目標年度は令和11年度から変更することなく、数値目標の達成年度を令和13年度に変更するものである。これは、資源化率等の鈍化や新型コロナウイルス感染拡大期における生活系ごみの増加をみての変更であるが、この変更により、令和11年度における数値目標は現行計画よりも下方修正したものとなる。</p> <p>以上2点の変更について、委員の皆様には審議いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいま「新ごみ処理施設建設だより」を第1号から第3号まで配布させていただいた。これは、新ごみ処理施設の建設事務を行っている西脇多可行政事務組合が発行しているものである。今後町内の回覧等で目に触れる機会が増えると思うが、周知のほどよろしくをお願いしたい。 ・ 次回審議会は8月31日（木）を予定 <p>10 閉会</p>
<p>問合せ先</p>	<p>くらし安心部環境課</p>